

【動物用医薬品店舗・特例店舗販売業許可関係事項変更届出手続きについて】

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



店舗販売業者は、下記に掲げる事項を変更した時は、届出が必要です

◇**事前の届**・・・下記の事項を変更しようとする時はあらかじめ届け出なければなりません

- ①店舗の名称
- ②相談に応ずる電話番号その他の連絡先
- ③特定販売に関すること（実施の有無、通信手段、販売する医薬品の区分等）

◇**事後の届**・・・下記については変更後、30日以内に必要な書類を添えて届け出なければなりません

- ①店舗販売業者（申請者）の氏名若しくは名称又は住所
- ②店舗の構造設備の主要部分
- ③法人の場合、業務を行う役員
- ④店舗において販売、授与する医薬品の区分
- ⑤薬事に関する兼営業務の種類
- ⑥店舗管理者の氏名及び住所、店舗管理者以外の資格者の氏名（特例店舗販売業を除く）

※特例店舗販売業における指定品目の変更については、

【動物用医薬品特例店舗販売指定品目の変更手続きについて】を参照してください

◇変更届出書

| 必要書類 | 注意！ |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書 （店舗・特例店舗販売業用： 事前届 の場合） | ○法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○変更事項を新旧対照にしてわかりやすく表示してください |
| <input type="checkbox"/> 動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書 （店舗・特例店舗販売業用： 事後届 の場合） | |

◇変更事項別必要添付書類

| 変更事項 | 添付書類 |
|--------------------|---|
| 事前届の場合 | |
| ○店舗の名称 | 添付書類不要 ※許可証の書換え交付申請をすることができます →【動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請について】 |
| ○相談に応ずる電話番号その他の連絡先 | 添付書類不要 |
| ○特定販売に関すること | 様式は問いませんが、下記参考様式を参照、ご利用ください <input type="checkbox"/> 店舗添付書類(参考様式)・・・店舗販売業の場合 <input type="checkbox"/> 特例添付書類(参考様式)・・・特例店舗販売業の場合 |
| 変更事項 | 添付書類 |

| 事後届の場合 | |
|----------------------------------|---|
| ○店舗販売業者（申請者）の氏名、 名称又は住所 | <input type="checkbox"/> 個人である場合、戸籍謄本（又は抄本）または戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人である場合、登記事項証明書 *住所のみの変更の場合、届出書のみで添付書類は不要 ※許可証の書換え交付申請をすることができます →【動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請について】 |
| ○店舗の構造設備の主要部分 | <input type="checkbox"/> 店舗の平面図(変更箇所がわかるように示してください) |
| ○業務を行う役員 | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの） ※特例店舗販売業者にあつては以下については必要ありません <input type="checkbox"/> 組織図又は業務分担表(業務を行う役員の範囲を赤枠等で明確にしてください) |
| ○店舗において販売、授与する医薬品の区分 | 添付書類不要 |
| ○兼営業務の種類 | 添付書類不要 |
| ○店舗管理者の氏名及び住所 ○店舗管理者以外の資格者の氏名 | <input type="checkbox"/> 薬剤師免許証、販売従事登録証 （写しをとりますので原本を持参してください） <input type="checkbox"/> 雇用証明書 ※店舗管理者が登録販売者である場合は下記のものが必要です <input type="checkbox"/> 店舗管理者の実務又は業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの ※詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください |

留意事項

※ （重要）店舗の所在地を変更した場合は、変更届ではなく、旧店舗の廃止届及び新店舗の新たな許可申請手続になります。

※ 【店舗の構造設備の主要部分の変更届出】の場合 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について立入検査を行います。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

